

# 電気供給約款

## 【低圧】

(九州電力管内)

2016年10月1日実施

取次事業者：グリーンコープ生活協同組合

小売電気事業者：一般社団法人グリーン・市民電力

# I 総則

## 1 適用

グリーンコープ生活協同組合（以下「生協」といいます。）が、小売電気事業者である一般社団法人グリーン・市民電力（以下「市民電力」といいます。）の取次事業者として、九州電力株式会社（以下、九州電力）の供給区域内の需要場所（離島を除く）に対して、組合員の需要に応じて低圧の電気を提供するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款【低圧】（以下「本約款」といいます。）および生協が別に定める需給契約条件によります。

## 2 電気供給約款の変更

九州電力の定める託送供給等約款が改定された場合、または法令・条例・規則等の改正により本約款に変更の必要性が生じた場合、その他生協が必要と判断した場合には、生協は本約款を変更することがあります。この場合、生協は、あらかじめ組合員に変更後の約款の内容およびその効力発生時期を生協Webサイト上に掲載する方法、またはその他の生協が適切と判断した方法（以下「生協が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。

## 3 定義

次の言葉は、約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

### (1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

### (2) 電灯

LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

### (3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の組合員の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

### (4) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、組合員において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(7) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値とします。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第１項に定める賦課金をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から１０月３１日までの期間、９月１日から１１月３０日までの期間、１０月１日から１２月３１日までの期間、１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間とします。）をいいます。

(13) 一般送配電事業者

自らが維持・運用する送配電設備(各需要場所の計量器含む)により、その供給区域において託送供給・発電量調整供給を行う事業者をいいます。

生協が供給を受ける一般送配電事業者は、「九州電力株式会社」です。

(14) 供給地点特定番号

対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(15) 支払期日

電気料金その他料金の口座振替予定日をいいます。

(16) 入金締日

支払期日に振替できなかった電気料金その他料金を生協へ支払う期限のことをいいます。

(17) 支払期限

その期限を過ぎると需給契約の解約(電気の供給停止)手続きが始まる、電気料金その他料金支払の期限のことをいいます。

#### 4 単位および端数処理

本約款および需給契約条件において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア(k V A)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(k W h)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 力率の単位は1 パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1 円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

#### 5 本約款に定めのない特別な事項

本約款に定めのない特別な事項は、そのつど組合員と生協との協議によって定めます。なお九州電力が託送供給等約款の実施上、組合員と協議することが

必要であると判断した事項については、別途組合員と九州電力との間で協議をしていただきます。

## Ⅱ 契約の申込み

### 6 需給契約の申込み

- (1) 組合員が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および需給契約条件の内容を確認、承認のうえ、生協所定の様式にしたがって申込みをしていただきます。
- (2) 組合員が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、九州電力への予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (3) 需給契約の申込みには、生協との間で口座振替手続きが完了していることが必要です。

### 7 契約の要件

組合員に生協が電気を供給する際は、所轄の九州電力の供給設備を使用します。それに伴い、組合員には、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ九州電力の定める託送供給等約款における組合員にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、九州電力からの給電指令に従っていただきます。

### 8 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、本約款 6（需給契約の申込み）所定の申込みを生協が承諾したときに成立するものとします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日以降 1 年目の日までとします。ただし、契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。

## 9 需給契約の単位

- (1) 生協は、1 需要場所について1 需給契約を結びます。
- (2) 1 需要場所については、供給地点特定番号で定められた場所とします。
- (3) ただし、1 需要場所について電灯または小型機器と動力を合わせて使用する需要の場合、生協は複数の電気需給契約を締結することがあります。なお、電灯と動力を合わせて契約する場合は、合計で50kW未満とします。

## 10 供給の開始

- (1) 生協は、生協が組合員の需給契約の申込みを承諾し、かつ、九州電力所定の手続きを完了したときには、九州電力と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を提供します。この場合の需給開始日は以下のとおりとします。
  - イ 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として組合員が申し込みをした後に到来する最初の検針日とします。また、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しないときには、次の検針日となる場合があります。
  - ハ 引越し(転入)などの理由により、新たに電気の供給を開始する場合には、原則として組合員の希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に生協との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。
- (2) 生協は、九州電力の事情等によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を組合員にお知らせし、あらためて九州電力と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給します。

## 11 承諾できない場合

生協は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、債務の支払状況（既に消滅しているものを含む他の小売電気事業者の需給契約の料金、および生協またはグリーンコープ各生協が提供する商品およびサービスの料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

### Ⅲ 料金プランおよび料金

#### 12 料金プラン

- (1) 基本的な料金プランの詳細は、別冊「需給契約条件」により定めます。
- (2) 料金プランの変更は本約款 8 (2) の契約期間中に行うことはできません。ただし、特別の事情があるものと生協が認めた場合はこの限りではありません。

#### 13 料金

電気料金に関する詳細は、別冊「需給契約条件」により定めます。

### Ⅳ 料金の算定および支払い

#### 14 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合および組合員の責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始の日から適用します。

#### 15 検針日

検針日は、九州電力が実際に検針を行った日、または九州電力によってこの日に検針をおこなったとみなされた日とします。

#### 16 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間とします。

#### 17 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は各月ごとに九州電力から市民電力に通知（需給契約が終了した場合は、原則として終了日における九州電力から市民電力への通知）があった後、組合員にお知らせします。

- (1) 使用電力量の計量は九州電力の設置する計量器によるものとします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別紙1（使用電力量の協定）を基準として、九州電力と市民電力ならびに生協との協議によって定めます。

## 18 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、検針期間で算定します。

電気の供給を再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が終了、あるいは検針期間途中に契約容量を変更した場合

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定します。
- (3) (1) の場合は、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、

イ 電気の供給を再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が終了の場合は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものとします。

$$1 \text{ 月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ロ 契約容量を変更した場合は契約変更前と変更後の基本料金に、それぞれ契約容量変更前と変更後の供給日数を乗じた金額とします。

$$\text{変更前基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}} + \text{変更後基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

- (4) 電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定します。
- (5) 日割計算日数は、休止、停止、需給契約の終了の場合、直前の検針日を起算日として休止、停止、需給契約の終了検針日の前日までの日数とします。再開時の日割計算日数は、再開日を起算日とし次の検針日の前日までの日数とします。契約容量変更の場合、変更前の日割計算日数は直前の検針日から契約容量変更日前日までの日数とし、変更後の日割計算日数は契約容量変更日から契約変更直後の検針日前日までとします。
- (6) (1) の場合の電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定します。

## 19 料金その他の支払方法

- (1) 料金の支払いは、組合員が指定する口座からグリーンコープ生協の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法によります。工事費負担金その他についても同様とします。
- (2) 組合員が料金を(1)により支払われる場合は、次のときに生協に対する支払いがなされたものとします。
- ・ 料金が組合員の指定する口座から引き落とされたとき。
- (3) 組合員が料金を支払期日に(1)の方法で支払われない場合は、生協が指定する方法で支払うものとします。ただし、この場合には、必要な手数料は組合員負担とします。

## 20 料金の支払義務および支払期日、支払期限

- (1) 組合員の料金の支払義務が発生する日は、検針日とします。ただし、本約款17(使用電力量の計量)(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日とします。また、需給契約が終了した場合は、終了日の前日とします。
- (2) 支払期日は検針日の属する月の翌々月5日とします。支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日をその翌日とします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日とします。
- (3) 支払期限は検針月の翌々々月の5日とします。支払期限が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期限をその翌日とします。

# V 使用および供給

## 21 適正契約の保持

組合員が契約電力をこえて電気を使用される等、組合員と生協との電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と合理的に認められる場合には、組合員は、すみやかに契約を適正なものに変更するよう生協に申し出るものとします。

## 22 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85 パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 生協は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉を組合員にお願いすることがあります。

## 23 需要場所への立ち入りによる業務の実施

九州電力、生協、またはこれらの者から委託を受けた事業者（いずれもその職員ないし従業員を含む）は、次の業務を実施するため、組合員の承諾を得て組合員の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、組合員は、立入を拒絶できる正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾したものとみなします。また、立ち入りをしようとする者が、組合員から求められたときは、所定の証明書を提示するものとします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査。
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要な組合員の電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認。
- (3) 計量値の確認。
- (4) 本約款25（供給の停止）、34（需給契約の終了）（2）、または36（解約等）により必要な処置。
- (5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、もしくは終了等に必要な業務または九州電力の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務。

## 24 電気の使用にともなう組合員の協力

- (1) 組合員の電気の使用が、次の原因で他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または九州電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、組合員の負担で、必要な調整装置または保護装置または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合。
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合。
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合。
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合。
- ホ その他イからニに準ずる場合。

(2) 組合員が発電設備を九州電力の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとします。

(3) 組合員が電気設備を九州電力の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、九州電力の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、九州電力の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。

## 25 供給の停止

(1) 組合員が次のいずれかに該当する場合には、九州電力から、組合員にあらかじめ通知することなく、電気の供給を停止されることがあります。

イ 組合員の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。

ロ 組合員の需要場所内の九州電力の電気工作物を故意に損傷し、または亡失した場合。

ハ 九州電力以外の者が、九州電力の承諾なく需要場所における九州電力の電線路または引込み線と組合員との電気設備との接続を行なった場合。

(2) 組合員が次のいずれかに該当し、九州電力がその旨を警告しても改めない場合には、九州電力から、電気の供給を停止されることがあります。

イ 組合員の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

## 26 供給停止の解除

本約款25（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、組合員がその理由となった事実を解消したときは、九州電力はすみやかに電気の供給を再開します。

## 27 供給停止期間中の料金

本約款25（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、生協は、本約款18（料金の算定）（3）の日割計算によらず、基本料金を申し受けます。

## 28 違約金

- （1）組合員が本約款25（供給の停止）（2）ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- （2）（1）の免れた金額は、約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額とします。
- （3）不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に九州電力により決定された期間とします。

## 29 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- （1）次の場合には、九州電力より、電気の供給を中止し、または組合員に電気の使用を制限し、もしくは中止されることがあります。
  - イ 九州電力の供給設備（九州電力が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - ロ 九州電力の供給設備（九州電力が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
  - ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合
- （2）（1）の場合には、九州電力は、あらかじめその旨を広告その他によって組合員にお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

## 30 損害賠償の免責

- （1）本約款29（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが生協および市民電力の責めとならない理由によるものであるときには、生協および市民電力は、組合員の受けた損害について賠償の責め

を負いません。

(2) 本約款25(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合または本約款36(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、生協および市民電力は、組合員の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが生協および市民電力の責めとしない理由によるものであるときには、生協および市民電力は、組合員の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 天候、天災、戦争、暴動等不可抗力(以下「非常変災等」という。)によって組合員が損害を受けた場合、生協および市民電力はその損害について賠償の責めを負いません。

(5) 九州電力の責めに帰すべき事由により被った組合員の損害について、生協および市民電力は賠償の責めを負いません。

### 31 設備の賠償

組合員が故意または過失によって、九州電力の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能な場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

## VI 契約の変更および終了

### 32 電気需給契約の変更

組合員が電気需給契約の変更を希望され、かつ生協が特別の事情があるものと認めた場合は、Ⅱ(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準じるものとします。

### 33 名義の変更

相続その他の原因によって、新たな組合員が、それまで電気の供給を受けて

いた組合員の生協に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きを経ることを条件に、当該権利義務関係を承継することができます。この場合には、原則として生協所定の様式によって届出をしていただきます。ただし、この場合も口座振替の手続きが終了する予定であることが必要です。

#### 34 需給契約の終了

(1) 組合員が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、原則として廃止期日の14日前までに生協に書面により通知していただきます。生協は、組合員から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。なお、組合員が生協に通知をせずに他の小売電気事業者へ需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から生協に廃止期日の通知がなされた場合は、当該通知をもって組合員からの通知とみなします。

(2) 需給契約は、約款36（解約等）および次の場合を除き、組合員が生協に通知された廃止期日に終了します。

イ 生協の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。

#### 35 開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および工事費の精算

組合員が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合、または契約容量もしくは契約電力を増加された後に、1年未満で電気需給契約を終了する場合において、生協が託送供給約款に基づき九州電力から料金の精算または工事費の精算を求められる場合は、その精算金を組合員に支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 36 解約等

組合員が次のいずれかに該当する場合には、生協はその組合員について電気需給契約の解約をすることができます。なお、生協は解約する15日前までに解約日を明示し、組合員に対して①解約後無契約になった場合には市民電力から

の電気の供給が止まること、②組合員が希望される場合には九州電力から電気の供給を受けることができること、③人工呼吸器など医療機器を使用している場合は自衛措置を講じていただくことなどを説明し、契約を解約します。

- (1) 組合員が生協を脱退されて生協の組合員でなくなった場合
- (2) 組合員が料金およびその他の支払債務（遅延損害金、違約金、工事費負担金その他約款から生ずる金銭債務をいいます。）および生協との商品売買契約の支払債務を、生協が指定する入金締日を経過してなお支払われない場合
- (3) 組合員が他の電気小売事業者との需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金支払期限を経過してなお支払われない場合
- (4) 本約款25（供給の停止）によって電気の供給を停止された組合員が、生協の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合。
- (5) 組合員が、本約款34（需給契約の終了）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合。
- (6) 組合員がその他本約款に違反した場合。

### 37 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

## VII 供給方法および工事

### 38 需給地点および施設

電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、九州電力の託送供給約款における供給地点とします。

### 39 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その附属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて九州電力が選定し、かつ、九州電力の所有とし、九州電力の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するため

に九州電力が組合員の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、組合員の所有とし、組合員の負担で取り付けいただくことがあります。

イ 組合員の希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、九州電力規格以外のケーブルを必要とし、または組合員の希望により特に長い配線を必要とするため費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外とします。）とし、組合員と九州電力との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、組合員の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、組合員と九州電力との協議により、あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、組合員から無償で提供していただきます。また、(1)により組合員が施設するものについては、九州電力が無償で利用できるものとします。

(4) 九州電力は、計量器の情報等を伝送するために組合員の電気工作物を使用することがあります。この場合には、九州電力が無償で利用できるものとします。

(5) 組合員の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、組合員に実費相当額を支払っていただきます。

## VIII 工事費の負担

### 40 供給設備の工事費負担金

組合員が新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、または組合員の希望によって供給設備を変更する場合において、生協が託送供給約款に基づいて九州電力より工事費の負担を求められる場合は、組合員にその負担金を支払っていただきます。

41 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申し受け

供給設備の一部または全部を施設した後、組合員の都合によって受給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合は、九州電力から請求された費用を組合員に支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要した時は、その実費を支払っていただきます。

## IX 保安

42 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等需要場所内の九州電力の電気工作物については、所轄の九州電力が保安の責任を負います。

43 保安等に対する組合員の協力

次の場合には、組合員からすみやかにその旨を九州電力および生協に通知していただきます。この場合には、九州電力および生協は、ただちに適切な処置をします。

- (1) 組合員が、引込線、計量器等その需要場所内の九州電力の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。
- (2) 組合員が、組合員の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが九州電力の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

## X その他

44 管轄裁判所

組合員との電気需給契約に関する一切の紛争については、福岡地方裁判所または簡易裁判所をもって専属の第一審管轄裁判所とします。

#### 45 暴力団排除に関する条項

(1) 組合員および生協は、電気需給契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。

(2) 組合員および生協は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。

イ 暴力団員等が経営を支配しまたは実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、関与していると認められる関係を有すること。

ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(3) 組合員および生協は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

ホ その他、上記に準ずる行為。

(4) 組合員および生協は、相手方が本条(2)および(3)のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

(5) 組合員および生協は、本条(4)に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

#### 46 約款の実施期日

本約款は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日より施行するものとします。

## 電気供給約款 別紙 1

### 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量により、使用電力量を算定します。

次のいずれかによって算定します。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$